

選挙における介護保険サービスの利用について

名古屋市選挙管理委員会事務局

< 今回の研修でお伝えしたいこと >

○選挙のために投票所にお出かけいただく際の、ヘルパーさんによる介助も、介護保険の運用上、いわゆる「訪問介護」として認められます。

(制度の説明)

- ・在宅の高齢の方のうち、投票に行くのに介助が必要な方から投票に行くのが困難という声は多く寄せられています。
- ・もし利用者さんで、「選挙で投票所まで行くのに困っている」という方がいらっしゃいましたら、またケアマネジャーさんからみても妥当と思われる場合には、ケアプランに位置付けていただければ制度の利用ができます。この点が利用者の方に十分伝わっていると言える状況ではないため、毎年この研修の機会を借りて周知をさせて頂いております。
- ・次のページの資料が令和 5 年 4 月に行われた名古屋市議会議員・愛知県議会議員選挙を周知するために選挙管理委員会で作成し、全戸配布した広報なごや特集号を抜粋したのになります。
- ・下から 2 番目の赤枠の部分ですが、「投票所に行く際に介助が必要な方は」ということで、「要介護認定を受けている方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、事前にケアマネジャーにご相談ください。」と記載させていただいて、広報なごや特集号をご覧になった方にご案内をさせて頂いております。
- ・ぜひ、本件について、制度としてご理解を頂き、一人でも多くの方が投票に行くことができるようご協力をお願いします。

(参考) 郵便等投票について

- ・介護保険とは無関係の事柄となりますが、公職選挙法に定められた制度において、在宅の方で一定の条件を満たした方については、投票所まで行かず、郵送で投票できるという制度があります。
- ・3 ページ目に郵便等投票に関する資料を掲載しています。
- ・この制度を皆様にすべてご理解いただくことは困難でございますので、こういう制度があるということだけご承知いただき、もし利用者さんから聞かれましたら、事前に手続きも必要となりますので、各区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ・ただし、対象となる方が限定されておりまして、要介護の方については「要介護 5」の方に限定されております。
- ・この要介護 5 のみという要件につきましては、範囲を拡大すべきではないかとの指摘もございまして、政令指定都市の選挙管理委員会とも問題意識を共有し、国に対して要望を行っていますが、改正されるまでには至っておりません。

投票日当日にご都合の悪い方は

次の場合には、あらかじめ投票できる期日前投票制度や不在者投票制度をご利用いただけます。

期日前投票

投票日当日がお仕事の場合、または旅行その他の用事で投票区の区域外にお出かけの場合等

期 間	4月1日(土)～4月8日(土)
時 間	土曜・日曜を含む毎日、午前8時30分から午後8時まで
場 所	選挙人名簿に登録されている区の期日前投票所 (区役所内または支所内等) ※場所によって、期間と時間が異なる場合があります。
手 続 き	

「選挙のお知らせ」裏面の記入欄に必要事項をご記入のうえ、お持ちください。
また、「選挙のお知らせ」をお持ちでなくても、期日前投票所に備え付けてある用紙にご記入いただくことで投票できます。
なお、法令改正により、今回の選挙から、投票日当日に投票に行けない事由(仕事、旅行等)を選択する必要がなくなりました。

不在者投票

滞在地での不在者投票

出張や旅行中などのため、他の市区町村に滞在中の場合等

- 01
- 「宣誓書・請求書」に必要事項をご記入いただいたうえ、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会にて、郵送または持参にて提出してください。(「宣誓書・請求書」は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。)
- 02
- 滞在地の住所に、案内文を添えて投票用紙と不在者投票証明書が郵送されますので、そのまま滞在地の選挙管理委員会までお持ちいただくと投票できます。(4月1日(土)から4月8日(土)。ただし、滞在地の選挙管理委員会での選挙が行われていない場合は、執務時間中に限られます。)

注意事項

- 自宅などで投票用紙に記入すると無効になります。
- 「開封無効」と表示された袋を開封すると、不在者投票ができなくなります。
- 選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に返送された投票用紙が、投票所の開鎖時刻(4月9日の午後8時)までに投票所に届かないと無効となりますので、**できるだけお早めにお手続きください。**

指定施設での不在者投票

病院や老人ホームなどに入院・入所中の場合

不在者投票施設として指定されている病院や老人ホームなど(おおむね定員50人以上の施設)に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票をしていただけます。
詳しくは、入院・入所中の施設にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

「身体障害者手帳」等をお持ちで特定の重度障害のある方や、介護保険で「要介護5」の認定を受けている方の場合

「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、自宅で郵便等による不在者投票ができます。また、その対象者で、上肢・視覚の重度障害がある方には代理記載の制度もあります。(いずれも、あらかじめ手続きが必要です。)
詳しくは、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所の 感染症対策



投票制度 特例郵便等

新型コロナウイルス感染症により療養されている方で、特定の要件に該当する方は、郵便等で投票できます。詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。



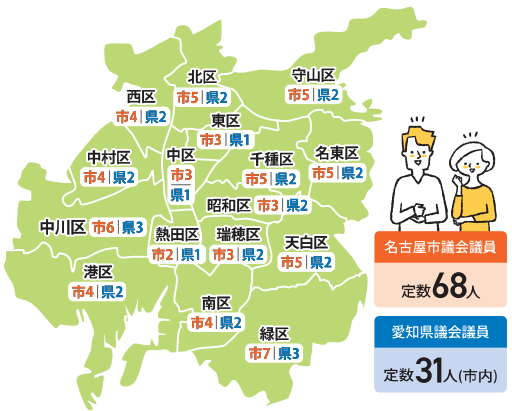
方 介 助 が 必 要 な 方 は ?

要介護認定を受けている方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、事前にケアマネジャーにご相談ください。
障害福祉サービス等をご利用の方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、ヘルパー・相談員にご相談ください。

選挙の お知らせ

名古屋市では、投票日や投票所をご案内するため、「選挙のお知らせ」を有権者の皆様にお配りします。投票所へお出かけの際は「選挙のお知らせ」をお持ちください。なお、「選挙のお知らせ」がなくても投票していただけます。

市議会議員・県議会議員の定数



選挙公報

候補者の人物や政見などをよく知っていただくため、4月7日(金)までに「選挙公報」を各世帯にお配りするほか、市公式ウェブサイトでも4月1日(土)以降に準備ができ次第ご覧いただける予定です。



郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度			備 考
		1級	2級	3級	
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○		手帳の記載では該当するかどうかかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○	
免疫、肝臓の障害	○	○	○		

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度				備 考
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	
	両下肢、体幹の障害	○	○	○		手帳の記載では該当するかどうかかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○	

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	「要介護5」

郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

